

開成町

下水道事業 業務継続計画

制定 平成28年11月

改定 平成30年12月

第4章 下水道業務継続計画（地震編）

1 下水道BCPの趣旨と基本方針	1
1.1 下水道BCPの策定趣旨	1
1.2 基本方針	1
1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制	2
2 非常時対応の基礎的事項の整理	4
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表	4
2.2 対応拠点と非常参集	5
2.3 対応体制・指揮命令系統図	6
2.4 代替対応拠点の概要と参集者	7
2.5 避難誘導・安否確認	8
2.5.1 避難誘導方法	8
2.5.2 安否確認方法	9
2.5.3 職員リスト	10
2.6 被害状況の把握（チェックリスト）	11
2.7 災害発生直後の連絡先リスト	12
2.7.1 国、県、関連行政部局等	12
2.7.2 民間企業等	13
2.8 保有資源、調達先、代替調達先	14
2.9 備蓄、救出用機材	18
2.9.1 食料等の備蓄	18
2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況	18
3 非常時対応計画	19
3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合	19
3.2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合	22
4 事前対策計画	25
4.1 実施時期の予定一覧エラー! ブックマークが定義されていません。	
4.2 実施時期の未定一覧エラー! ブックマークが定義されていません。	
5 訓練・維持改善計画	26
5.1 訓練計画	エラー! ブックマークが定義されていません。
5.2 維持改善計画	27
5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目	27
5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目	28
5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知	28
6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討	29
6.1 地震規模等の設定と被害想定	29
6.1.1 地震規模の設定	29
6.1.2 津波規模の設定	30
6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況	31
6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状	33
6.1.5 被害想定	34
6.2 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定	35
6.2.1 優先実施業務の候補の影響度整理表エラー! ブックマークが定義されていません。	
6.2.2 優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表	37
6.3 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表	39

1 下水道BCPの趣旨と基本方針

1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。(地震災害を主として策定する計画ですが、風水害において下水道施設に被害があった際は、本計画を準用する。また、津波については対象外とする。)
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」(以下「下水道BCP」という)は、下水道施設が町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1.2 基本方針

(1) 町民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

町民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

開成町まちづくり部上下水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。(災害時の体制は2.3 参照)

(1) まちづくり部 上下水道課 下水道班 (町防災計画における水道班と同等として、以下の記述についても同様とする。)

区 分		部署・氏名	役 割	
最高責任者 兼、実務責任者		上下水道課 上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の全体統括・実施統括、意思決定 ・町長への報告 ・関連行政部局や民間企業等との調整の統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認 	
下水道事業担当者	総括班	上下水道課 班長	<ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・県及び流域下水道との調整 ・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検 ・訓練の企画及び実施 	
		同 事務員①		
	調査・復旧班	同 技術員①		<ul style="list-style-type: none"> ・被害状調査及び応急復旧の取りまとめに関すること ・被害状調査及び応急復旧に関すること
		同 事務員②③		

(2) 関連行政部局及び民間企業等

区 分	部署・氏名	役 割
神奈川県下水道課	下水道課	・連絡先の確認
県西土木事務所	県西土木事務所	・連絡先の確認
小田原保健福祉事務所	足柄上センター	・連絡先の確認
総務課	庁舎管理実務責任者：財務課長	・庁舎の耐震化状況を把握等

区 分	部署・氏名	役 割
街づくり推進課	道路管理実務責任者：街づくり推進課長	・連絡先の確認
流域下水道整備事務所	流域下水道整備事務所	・連絡先の確認
神奈川県下水道公社	酒匂・扇町管理センター	・連絡先の確認
東京電力株式会社	秦野営業所 設備担当	・連絡先の確認
NTT 東日本神奈川西支店	工事担当	・連絡先の確認
小田原市消防	足柄消防署	・連絡先の確認
神奈川県警察	松田警察署・延沢駐在所・吉田島駐在所	・連絡先の確認
県立足柄上病院	県立足柄上病院	・連絡先の確認
足柄上衛生組合	足柄上衛生組合	・連絡先の確認
足柄上建設業協会	足柄上建設業協会	・連絡先の確認
(有) 共和衛生工業	(有) 共和衛生工業	・連絡先の確認
荏原商事株式会社	荏原商事株式会社	・連絡先の確認

町上下水道課、関係機関において、年1回連絡先を確認する。

2 非常時対応の基礎的事項の整理

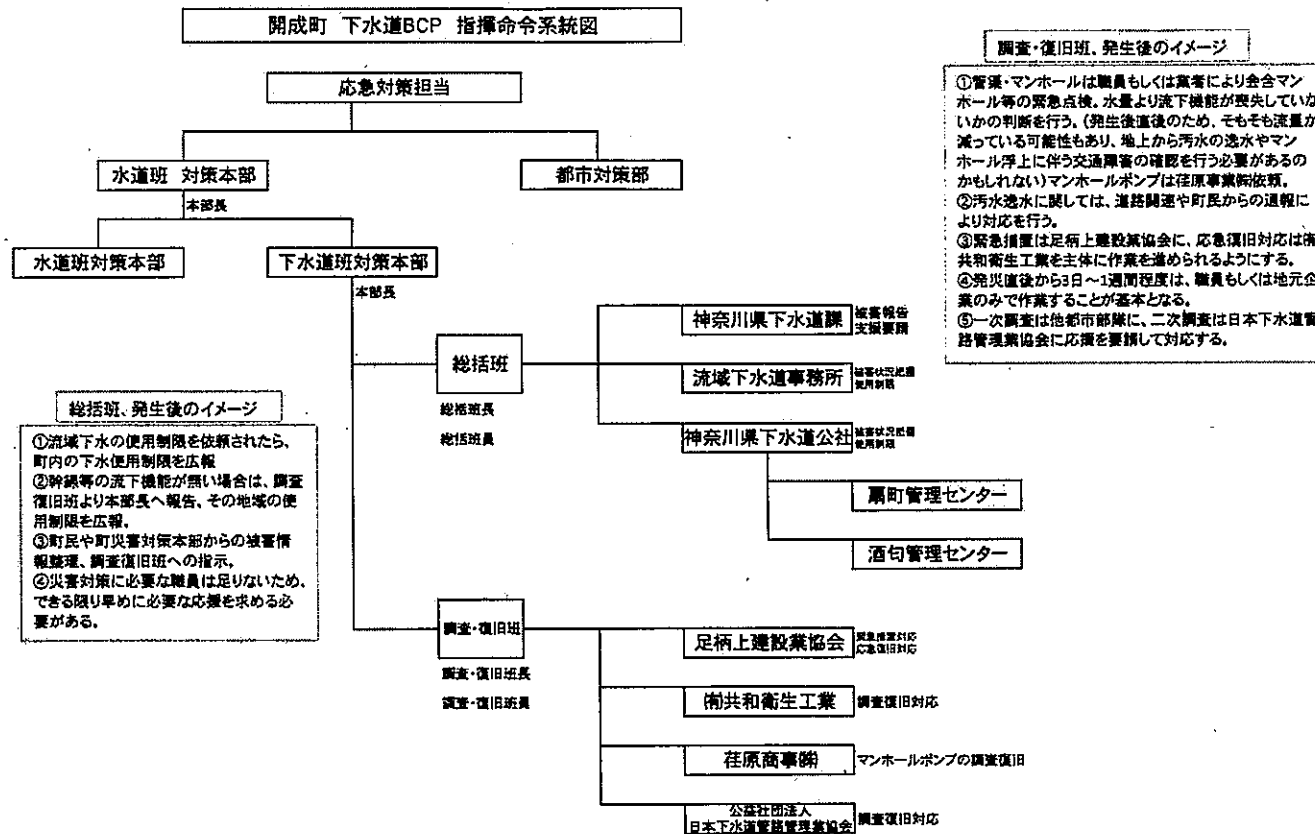
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明			
対象災害と発動基準	1. 開成町地域防災計画に基づき参集する。(第1号配備者は町役場の震度計で震度5弱を観測した場合、自動配備。第2号配備者は町役場の震度計で震度5強を観測した場合自動配備。第3号配備者は町の全域に災害が発生したをとき自動配備。)			
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・水道対策部が設置されたと同時に同部内に下水道対策本部を設置。本部長は上下水道課長とする。 ・班編成： 第1班、総括班を置く。 第2班、調査・復旧班を置く。 ・緊急参集メンバーは、全部で5名。 (発動基準により参集し、本部長、関係部局への状況を報告する。) 			
対応拠点	・開成町役場まちづくり部上下水道課に下水道対策本部を置く。			
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間	
			勤務時間内	勤務時間外
	1. 下水道対策本部の立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、開成町地域防災計画に基づき下水道対策本部を立上げる。	3時間以内	3時間以内
	2. 職員等の安否確認	職員等の参集状況、安否確認を行う。	6時間以内	24時間以内
	3. 流域下水道事務所(処理場)との連絡調整	処理場の参集人員や被害状況の把握。	3時間以内	24時間以内
	4. 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等。	3時間以内	24時間以内
	5. 緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止に伴う調査を実施。	24時間以内	2日以内
	6. 情報発信(第1報)	把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について第1報を町災害対策本部へ報告。	12時間以内	18時間以内
7. 支援要請	都道府県や協定自治体等へ支援要請を行う。	6時間～3日	24時間～3日	

2.2 対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	本庁：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長：上下水道課長 総括班長：上下水道課 班長 調査・復旧班長：上下水道課 技術員① 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	開成町まちづくり部 上下水道課 所在地：開成町延沢 773 番地 町役場 1 階 電話：0465-84-0319 FAX：0465-82-5234 電子メール：suidouka@town.kaisei.kanagawa.jp 携帯電話：**** 携帯メール：**** 衛星電話：**** 携帯電話や衛星電話のバッテリー (注：使用できない場合には、代替対応拠点に移る。)
4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備	【下水道対策本部活動用】(下水道対策本部が主に使用する設備) 電話：1 回線、PHS：1 台、FAX：1 台 (注：その他、衛星電話、無線等があれば記述) パソコン：個人 7 台＋共有 5 台、プリンター：2 台 ホワイトボード：* 台 上記設備を稼働できる非常用電源：* 時間稼動 (注：保有している場合は記入)。 【支援者用】(支援者へ提供する設備) 作業スペース：上下水道課内、駐車スペース：数台
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー(職員全員)は、2.1 の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の途絶等により参集に 2 時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。
6. 各班の担当業務	1) 総括班：職務環境、各班との調整、情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 2) 調査・復旧班：調査計画及び調査の実施、資機材の調達、運搬、設計及び積算、措置・応急復旧作業

2.3 対応体制・指揮命令系統図



2.4 代替対応拠点の概要と参集者

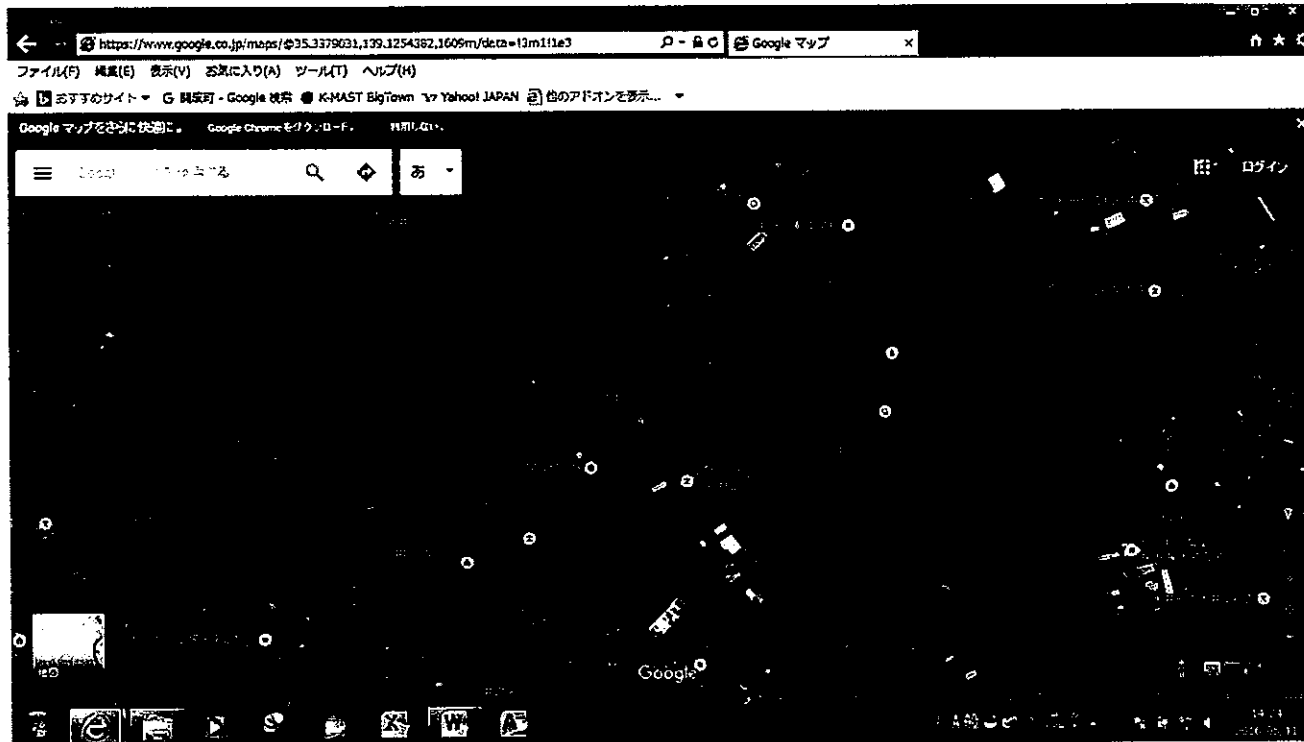
非常時対応拠点である「開成町役場」は耐震に対応していないため、隣接する「町民センター」を代替拠点として指定する。

2.5 避難誘導・安否確認

2.5.1 避難誘導方法

建物名等	開成町役場
避難誘導責任者 // 代理者	本部長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合は、来訪者を現在位置において安全誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をしますので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。
避難経路	別図参照
避難先（集合場所）	開成町役場庁舎建物及び駐車場
近隣の公設の避難所	開成町立開成小学校（所在地 開成町 延沢）

■ 避難経路



2.5.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者：本部長 代理者：総括班長
安否確認の担当体制	担当者：総括班長
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：電話及び携帯電話・メール 作業手順：緊急連絡網による
安否確認の発動条件	町役場の震度計で震度6弱以上を観測した場合。

2.5.3 職員リスト

<個人情報につき、取扱注意>

担当	氏名	所属	下水道BCPにおける役割	保有資格	居住地		参集可能時期	連絡先		
					住所	災害時参集手段		電話	メール	
課長		上下水道課	本部長			徒歩	1時間後	自宅携帯		
班長		上下水道課	総括班長			徒歩	1時間後	自宅携帯		
事務員①		上下水道課	総括班員			徒歩	2時間後	自宅携帯		
技術員①		上下水道課	調査・復旧班長			徒歩	3時間後	自宅携帯		
事務員②		上下水道課	調査・復旧班員			徒歩	1時間後	携帯		
事務員③		上下水道課	調査・復旧班員			徒歩	1時間後	自宅携帯		

2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

< 月 日 () 時 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
下水道班職員安否	死者	名 氏名	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内は点呼による。 夜間休日（勤務時間外）は 2.5.2 安否確認方法による。
	行方不明者	名 氏名	
	負傷者	名 氏名	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	名 名	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて名簿を作成。
庁舎の被害	主要構造部	あり/なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> 担当の総括班が、庁舎管理部門に確認する。 被害があれば、建物を使用し続けられるか建築構造の有資格者が詳しく確認する。
	その他	あり/なし 概要	
主要設備の被害	電力	あり/なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> 担当の総括班が、下水道班の周辺を確認する。 被害があれば、庁舎管理部門に連絡する。
	上水道	あり/なし 概要	
	トイレ・下水	あり/なし 概要	
	ガス	あり/なし 概要	
	空調設備	あり/なし 概要	
	情報・通信設備	あり/なし 概要	
	その他設備	あり/なし 概要	

2.7 災害発生直後の連絡先リスト

2.7.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
国・県	神奈川県下水道課	興津 俊太	電話：045-210-1111 045-210-6457 FAX：045-210-8888	被害状況の報告（必要に応じて）	総括班長
	神奈川県下水道課	中西 史一	同上	第2連絡先 被害状況の報告と支援要請の依頼	総括班長
	県西土木事務所	許認可指導課	電話：0465-83-5111	被害箇所の情報共有と支援要請の依頼	総括班長
	小田原保健福祉事務所 所足柄上センター	管理企画課	電話：0465-83-5111	被害箇所の情報共有と支援要請の依頼	総括班長
関連行政部局	町災害対策本部		電話：	被害状況の報告	総括班長
	上下水道課		電話：0465-84-0319	被害箇所の情報共有	総括班長
	街づくり推進課		電話：0465-84-0321	マンホールの浮上り等の情報共有	調査・復旧班長
その他	神奈川県下水道公社		電話：0463-55-7211	被害箇所の情報共有と使用制限確認	総括班員
	東京電力株式会社 秦野営業所		電話：0463-57-5156	被害箇所の情報共有 設備担当 0120-99-5776	調査・復旧班長
	NTT 東日本神奈川西 支店		電話：0465-32-7000	被害箇所の情報共有 設備担当 113・0120-444-113	調査・復旧班長
	小田原市消防 足柄消防署		電話：0465-74-6661	被害箇所の情報共有と支援要請の依頼	総括班長
	神奈川県警察 松田警察署		電話：0465-82-0110	被害箇所の情報共有と支援要請の依頼	総括班長

連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
神奈川県警察 延沢駐在所		電話：0465-83-5434	被害箇所の情報共有と支援要請の依頼	総括班長
神奈川県警察 吉田島駐在所		電話：0465-83-5457	被害箇所の情報共有と支援要請の依頼	総括班長
県立足柄上病院		電話：0465-83-0351 FAX：0465-82-5377	支援要請の依頼	総括班員
足柄上衛生組合		電話：0465-74-0722	被害箇所の情報共有と支援要請の依頼	総括班員

2.7.2 民間企業等（被災時における民間企業等との協定を締結していない場合は、協定について早期に検討を進める。）

連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
足柄上建設業協会		電話：0465-83-3322	被害箇所の情報共有と支援要請の依頼	総括班長
民間 (有)共和衛生工業	高橋・浅田	電話：0465-82-0030	調査、応急復旧対応の依頼	調査・復旧班長
荏原商事株式会社	伊藤	電話：045-476-5460 携帯：090-1435-7643	マンホールポンプの調査、応急復旧対応の依頼	調査・復旧班長

2.8 保有資源、調達先、代替調達先

(1) 資機材の備蓄品・調達品リスト

①緊急点検時

名称	規格	保管場所と数量					調達先
		事務所	車 7395	車 8653	倉庫		
スタッフ						他課対応	
ボール						他課対応	
コンベックス			1	0			
懐中電灯			2	1			
灯光器							
巻尺			2(50m)				
ガス検知器		1					
デジタルカメラ (その他カメラ)		1					
黒板 (ホワイトボード)		1					
ロープ					1		
セーフティーコーン						他課対応	
ヘルメット		6					
安全靴		6					
ラジオ		1					

②緊急調査時

名称	規格	保管場所と数量				調達先
		事務所	車 7395	車 8653	倉庫	
スタッフ						他課対応
ボール						他課対応
コンベックス			1	0		
懐中電灯			2	1		
灯光器						
巻尺			2(50m)			
ガス検知器		1				
デジタルカメラ (その他カメラ)	電池含む	1				
黒板 (ホワイトボード)		1				
カラスプレー						
ロープ					1	
バリーケード						
規制標識						
ヘルメット						
安全靴		6				
ラジオ		6				
仮排水用ポンプ						
発電機及び燃料						
ホース			1			
マンホール開閉器						
マンホールかぎ			3	1		
バブル操作器具						
スコップ			1	1		
防水シート						
常温アスファルト						
パール			1			

名称	規格	保管場所と数量					調達先
		事務所	車 7395	車 8653	倉庫		
ドライバー			1				
ハンマー			1	1			
土囊			2				

③一次調査・二次調査時

名称	規格	保管場所と数量					調達先
		事務所	車 7395	車 8653	倉庫		
スタッフ						他課対応	
コンベックス			1	0			
マンホール開閉器							
マンホールかぎ			3	1			
点検用ミラー			4				
懐中電灯			2	1			
ポール						他課対応	
灯光器							
ロッド							
リボンロッド							
水平器			1				
巻尺			2(50m)				
ヘルメット		6					
安全靴		6					
ラジオ		1					
ガス検知器		1					
呼吸用保護具							
送風機							

名称	規格	保管場所と数量				調達先
		事務所	車 7395	車 8653	倉庫	
安全帯						
はしご						
落下防止ネット						
命綱						
デジタルカメラ（その他カメラ）	電池含む	1				
カラスプレー						
バリケード						
カラーコーン					他課対応	
ロープ					1	
規制標識						

(2) 調達先のリスト

調達先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	調達する資機材	当方担当者及び代理者
A	足柄上建設業協会		0465-83-3322		総括班長
B	(有)共和衛生工業	高橋・浅田	0465-82-0030		調査・復旧班長
C	小泉相模 相模西営業所		0465-73-0888	管材	調査・復旧班長
D	有限会社太田測機		0463-88-4036	測量機器	調査・復旧班長

2.9 備蓄、救出用機材

2.9.1 食料等の備蓄

品名	個数	保存期限	保管場所	管理責任者
飲料水	0			
非常食	0			
非常用トイレ	0			

2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

品名	個数	保管場所	管理責任者
バール	1	車 7359	調査・復旧班長

3 非常時対応計画

3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を1階玄関へ誘導。	2.5.1 避難誘導方法
直後	在庁職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。	2.5.3 職員リスト
直後	安否連絡(不在職員等) ・外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。	2.5.2 安否確認方法
直後	災害対策本部会議への参加 ・町防災計画に基づき災害対策本部が設置され、災害対策本部会議の召集がされた場合は、本部員である上下水道課長が出席する。災害対策本部会議における指示があった際は、本部員もその指示に基づき対応を図る。	
～3時間	災害対応拠点の安全点検 ・担当班は、外部状況(大規模クラック)等、災害対応拠点(通常の業務拠点)の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	2.6 被害状況の把握(チェックリスト)
～3時間	下水道対策本部立上げ ・下水道対策本部の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～6時間	データ類の保護 ・台帳類(下水道台帳等)やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を業者に依頼。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等(外出、休暇等)の把握と安否確認。	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
～6時間	災害対策本部への初動連絡 ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	流域下水道整備事務所(処理場)との連絡調整(発災直後) ・施設被害概要を把握。使用制限が県から依頼された場合、応急対策担当への仕様制限の要請。	
～6時間	降雨予報の確認(以降、随時実施) ・今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6時間	関連行政部局との連絡調整(1) ・関連行政部局(街づくり推進課等)との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局(街づくり推進課等)との共同点検調査の実施方針を検討。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～12時間	流域下水道整備事務所(処理場)との連絡調整(当日) ・処理場施設の被害状況を確認。使用制限が県から依頼された場合、応急対策担当への仕様制限の要請。	
～12時間	県への被害状況等を連絡 ・県(下水道)へ被害状況等を連絡。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～24時間	被害状況等の情報収集と情報発信(以降、随時実施) ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報(下水道施設、溢水状況)を収集整理。 ・被災状況/復旧見通しに関する情報を市災害対策本部へ伝達。市災害対策本部から、被害状況等の第1報を記発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応(「個別住民への対応」で対応)。	・住民問い合わせに関するマニュアル
3時間 ～2日	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト ・緊急点検・調査に関するマニュアル
～1日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
～1日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	支援要請(当日) ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人/物)等を県に連絡。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)を確保。	支援要請に関するマニュアル
～1日	関連行政部局との連絡調整(2) ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、街づくり推進課と協議。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	流域下水道整備事務所(処理場)との連絡調整(2日目以降) ・使用制限がかかって長期化が見込まれる場合、仮設トイレの設置、仮設トイレのし尿くみ取り及び受け入れの検討。	
1日 ～2日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施。	緊急点検・調査マニュアル
1日	汚水溢水の解消	2.7 災害発生直後の連絡

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～2日	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、(有)共和衛生工業に作業要員等を要請。 	先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3日	支援要請（3日目以降の業務に対する内容） <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容（人／物）。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。 	支援要請に関するマニュアル
3日～	個別住民への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の修理業者の紹介。 	住民問い合わせに関するマニュアル（町指定排水設備業者リスト）
<p>▶ 【浸水対応】：町災害対策本部と連携した水防活動の実施</p> <p>今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、町災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発令から6時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ " 6時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ " 6時間まで：排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を建設業協会に要請。 		町防災計画（風水害編）、水害に関する緊急対応マニュアル

(※)：時間は、「対応の目標時間」を示す。

3.2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。	2.5.2 安否確認方法
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集。 ・その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。	2.4 代替対応拠点の概要と参集者
直後	災害対策本部会議への参加 ・町防災計画に基づき災害対策本部が設置され、災害対策本部会議の召集がされた場合は、本部員である上下水道課長が出席する。災害対策本部会議における指示があった際は、本部員もその指示に基づき対応を図る。	
～6時間	災害対応拠点の安全点検 ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	2.6 被害状況の把握(チェックリスト)
～6時間	下水道対策本部立上げ ・下水道対策本部の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～12時間	データ類の保護 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を業者に依頼。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
～6時間	災害対策本部への初動連絡 ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	流域下水道整備事務所（処理場）との連絡調整（発災直後） ・処理場の職員等の安否、施設被害概要を把握。	
～18時間	降雨予報の確認（以降、随時実施） ・今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～18 時間	関連行政部局との連絡調整 (1) ・ 関連行政部局 (街づくり推進課等) との協力体制の確認。 ・ 管理施設が近接している関連行政部局 (街づくり推進課等) との共同点検調査の実施方針を検討。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～18 時間	流域下水道整備事務所 (処理場) との連絡調整 (当日) ・ 処理場施設の被害状況を確認。	
～18 時間	県への被害状況等を連絡 ・ 県 (下水道) へ被害状況等を連絡。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～18 時間	被害状況等の情報収集と情報発信 (以降、随時実施) ・ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報 (下水道施設、溢水状況) を収集整理。 ・ 被災状況/復旧見通しに関する情報を市災害対策本部へ伝達。市災害対策本部から、被害状況等の第1報を者発表。 ・ 個別住民からの問い合わせ対応 (「個別住民への対応」で対応)。	・ 住民問い合わせに関するマニュアル
3 時間 ～1 日	緊急点検 ・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備。 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	2.7 災害発生直後の連絡 ・ 緊急点検・調査に関するマニュアル
～1 日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
～1 日	民間企業等との連絡確保 ・ 汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	支援要請 (当日) ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容 (人/物) 等を県に連絡。 ・ 受入場所 (作業スペース・保管場所) を確保。	支援要請に関するマニュアル
～1 日	関連行政部局との連絡調整 (2) ・ 緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、街づくり推進課と協議。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	流域下水道整備事務所 (処理場) との連絡調整 (2 日目以降) ・ 処理場での調査人員が不足していれば、要員を手配し配置。 ・ 処理場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	
1 日 ～2 日	緊急調査 ・ 重要な幹線等の目視調査を実施。	緊急点検・調査マニュアル
1 日	汚水溢水の解消	2.7 災害発生直後の連絡

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～3日	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、(有)共和衛生工業に作業要員等を要請。 	先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3日	支援要請（3日目以降の業務に対する内容） <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容（人／物）。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。 	支援要請に関するマニュアル
3日～	個別住民への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の修理業者の紹介。 	住民問い合わせに関するマニュアル（町指定排水設備業者リスト）
<p>▶ 【浸水対応】：町災害対策本部と連携した水防活動の実施</p> <p>今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、町災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発令から18時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ " 18時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ " 18時間まで：排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を建設業協会に要請。 		町防災計画（風水害編）、水害に関する緊急対応マニュアル

(※)：時間は、「対応の目標時間」を示す。

4 事前対策計画

大項目	中項目	対策内容	対策後のレベル	実施予定時期	担当者
4.1 関連行政部局との連絡・協力体制の構築 (人の配分の把握)	部局内のリソース(人)の配分に関する把握	部局内リソース(人)の配分を把握する	部局内でのリソース(人)の過不足を把握		上下水道課
	関連行政部局とのリソース(人)の配分に関する把握	関連行政部局のリソース(人)の配分を把握する	関連行政部局とのリソース(人)に関する調整が可能となる		上下水道課
	連絡・協力体制の構築	連絡・協力体制を構築する	被害情報の入手が早くなりなり、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能		上下水道課
4.2 他の地方公共団体との支援ルールの確認	支援対象の地方公共団体を確認	組織内へ周知	支援要請する職員が不在でも支援要請ができ、3日目までに災害対策業務について対応可能		上下水道課
	支援ルールを相互確認	支援ルールを相互確認する	支援の迅速化と支援時の混乱防止		上下水道課
4.3 受援体制の整備と充実	支援者に対する担当窓口設置	担当窓口を設置する	支援者との連絡の円滑化		上下水道課
	支援者へ提供する情報の整理	情報を整理する(リスト化)	支援活動を安全かつ効率的に実施可能		上下水道課
	支援者へ提供する資機材の整理	資機材を整理する(リスト化)	支援者が準備する資機材が明確になり支援活動を効率的に実施可能		上下水道課
	情報等を災害時下水道事業関係情報へ登録	災害時下水道事業関係情報へ登録する(変更毎に更新)	支援者が被災団体の情報を迅速に把握可能		上下水道課
4.4 民間企業等との協定締結・見直し	民間企業等との協定締結状況	当該民間企業等と協定を締結する	発災時に民間企業等の協力を受けることが可能(リソースの拡充)		環境防災課
	平時における定期的な情報共有	情報共有のための定例会を実施する	公共団体と民間企業等が最新情報を共有できる		環境防災課
	他の地方公共団体間とのリソース調達に関する調整	リソース調達に関する調整を実施する	他の地方公共団体間とのリソース調達の競合を防止		環境防災課
	災害協定の窓口一元化	地方公共団体内で窓口を一元化する	他部局とのリソース調達等の競合を防止		環境防災課

5 訓練・維持改善計画

5. 1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
参集訓練	・地震及び津波を想定した職員の非常参集。	全職員	毎年8月	庁舎	環境防災課
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話やメール等により安否を連絡。 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ。	全職員	毎年8月	庁舎	
情報伝達訓練	・本庁（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練。 ・他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練。 ・上水道部局や道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練。 ・関連協会・団体・民間企業等（処理場等の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）との情報伝達訓練。	各担当班の責任者、代理者及び担当者 関係機関等の担当者 協定先の担当者等	毎年8月	庁舎	上下水道課

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか。	年1回 (5月)	下水道班	まちづくり部 上下水道課
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか。	年1回 (4月)	下水道班	まちづくり部 上下水道課
重要なデータや文書のバックアップを実施しているか。	年1回 (10月)	本庁	本庁
策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか。	年1回 (10月)	本庁	本庁

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

<実施時期：毎年10月頃>

点検項目	点検実施部署	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか。	下水道班	まちづくり部 上下水道課
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか。	下水道班	まちづくり部 上下水道課
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。	下水道班	まちづくり部 上下水道課
来年度予算で取り上げる対策を検討したか。また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。	下水道班	まちづくり部 上下水道課
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか。	下水道班	まちづくり部 上下水道課
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか。	下水道班	まちづくり部 上下水道課

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	防災訓練時周知予定
神奈川県下水道課公共下水道グループ	同上		

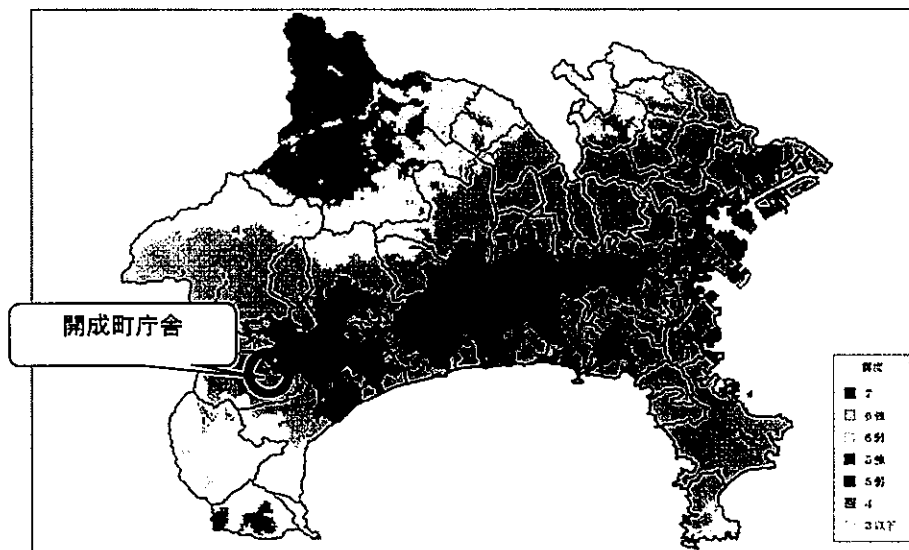
6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

6.1 地震規模等の設定と被害想定

6.1.1 地震規模の設定

開成町では、以下の地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

地震規模	震度7
------	-----



想定地震	想定震度(最大)
都心南部直下地震	5強
三浦半島断層群の地震	4
神奈川県西部地震	6弱
東海地震	5強
南海トラフ巨大地震	6弱
大正型関東地震	7

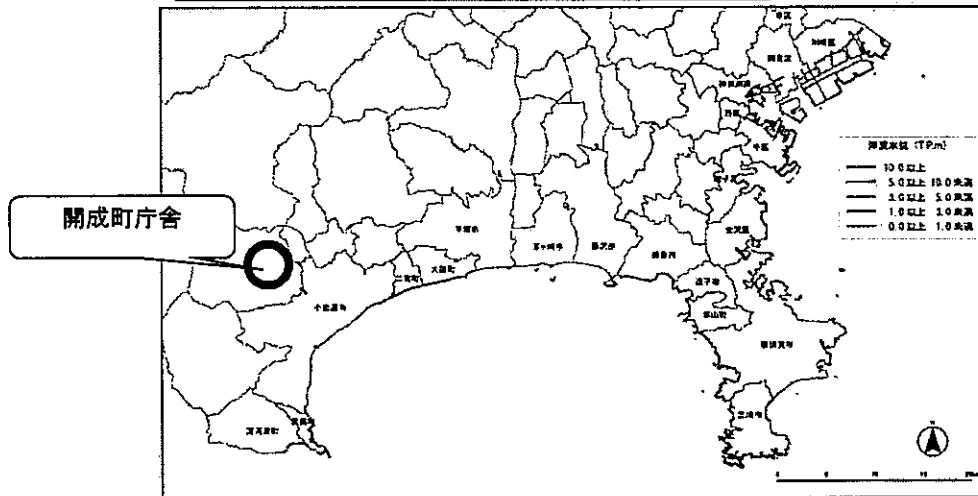
出典；神奈川県地震被害想定調査報告書 H27年3月

6.1.2 津波規模の設定

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき設定されている相模トラフ沿い最大クラスの地震発生時における最大クラス津波を想定して被害想定を行う。

津波規模	10.0m以上（小田原市最大）
------	-----------------

津波の最大水位：相模トラフ沿いの最大クラスの地震（西側モデル）



※津波における開成町の影響は無いと思われる。
ただし、酒匂川流域下水道左岸処理場等に、
被害が生じる可能性がある（被害想定ではなし）。

※水位は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.m）として表示しています。

出典；神奈川県地震被害想定調査報告書 H27年3月

6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況

(1) 既存施設（庁舎、管路、処理場、ポンプ場）

① 庁舎（建物）の状況把握

建物の名称	開成町役場 庁舎
項目	結果
庁舎の建築時期	昭和 45 年
新耐震基準対応の有無	<input type="checkbox"/> 対応済み <input checked="" type="checkbox"/> 未対応
洪水ハザードマップによる危険の有無 （浸水予想区域内か否か）	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内
津波ハザードマップによる危険の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内

② 下水道施設の耐震化状況の把握

a) 管渠

幹線名	設計 年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、 -：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木（※）		建築		
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
下島牛島汚水幹線		×	×	-	○	
牛島汚水幹線		×	×	-	○	
宮台汚水幹線		×	×	-	○	
開成中央汚水幹線		×	×	-	○	
河原町榎本汚水幹線		×	×	-	○	
延沢円中汚水幹線		×	×	-	○	

b) 施設

施設名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、 -：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木（※）		建築		
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震		

(※)：管路の耐震化状況の把握は設計年度で判定しており、平成8年度以前に設計された幹線は「×：未耐震化又は照査でNG」とした。

(2) 設備、棚・ロッカー、機器等

場 所	設 備 名	対策の必要性、実施すべき内容	備考
上下水道課下水道班	棚	固定が必要・未実施	
上下水道課下水道班	ロッカー	固定が必要・未実施	

6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	室内棚	上下水道課下水道班	紙	なし	—	—	—
施設平面図	室内棚	上下水道課下水道班	紙	なし	—	—	—
縦断面図	室内棚	上下水道課下水道班	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	室内閲覧台	上下水道課下水道班	紙・電子	あり	—	電子化	PC
原図	室内棚	上下水道課下水道班	マイラー	なし	—	—	—
受益者負担金情報	室内棚	上下水道課下水道班	紙・電子	あり	随時	電子化	PC
行政文書データ	PC内	上下水道課下水道班	電子	あり	年1回程度		PC

6.1.5 被害想定

項目		被害想定	
庁舎	本庁舎	新耐震対応されていないため、倒壊する恐れがある。倒壊の際は、開成町町民センターを利用する。庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類は落下、パソコンは転倒する可能性がある。	
下水道施設	管路施設	全体の管路延長の約13%程度は被害を受け、管路陥没が発生し、汚水溢水や浸水被害の懸念がある。	
	各マンホールポンプ	現在、町内に1箇所、宮台マンホールポンプが設置されている。電源が遮断され運転停止が予想される。停電等の非常時には、富士ゼロックス竹松事業所の自家発電機より電源の供給が受けれるよう協定を締結しています。	
要員		家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る。	
ライフライン・インフラ	電力	発災直後は断線などにより電力供給が中断する可能性が高い。3日間は、庁舎、処理場、ポンプ場に電力供給されない可能性がある。庁舎の仮設電力は2時間程度。	
	水道	断水により3日間は、庁舎、ポンプ場に水道供給されない可能性がある。3日以降は、トイレに必要な水も随時確保されていくが、復旧には49日間で想定されている。	
	電話	固定電話	NTT回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。1週間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。1週間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	発災直後は道路が徒歩帰宅者であふれ、交通渋滞が見込まれる。主要幹線道路の交通規制により一般車両は1週間以上、通行できない可能性がある。発生時の車輛の放置や帰宅者の混雑により、相当な時間がかかると想定される。一般道路も数日間は通行できない可能性がある。	
	鉄道	発災当日はほぼ運休する。庁舎周辺の鉄道路線は1週間程度不通となる（甚大な被害があれば、1ヶ月間は不通となる区間が発生する可能性もある）。区間や折り返し運転されるため、鉄道利用の職員に影響が出る。	

6.2 優先実施業務（遅延による影響の把握）

対応の遅れがトイレを使用できない期間の長期化など町民生活に大きな影響を与えるだけでなく、緊急輸送路の通行に制約が生じることによる避難所等への移動や救急搬送、緊急物資の輸送、災害復旧活動などが遅延し、地域社会に大きな影響を与えるおそれがある。特に No. 4、No5、No6、No7 は住民の生命、身体、財産の保護に直接影響を与える。優先実施業務は、それらの影響を未然にもしくは最小限に抑えるための最低限の業務である。

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の参集状況及び安否確認。 ・災害対応拠点（本庁舎等）の被害状況、安全性を確認。 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。 ・町災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下のすべての業務が遅延するおそれがある。
2	被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場・ポンプ場の職員等の安否、参集人員、被害の概要を把握。 ・応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討。 ・必要に応じて、仮設トイレからのし尿受入れを協議。 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理。 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場・ポンプ場の機能回復に支障。 ・被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長。
3	都道府県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡。 ・町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡。 ・町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認。 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整。 ・関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生。

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
4	緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。 ・重要な幹線等の目視調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路陥没や人孔の浮上等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される。 ・マンホールポンプにおいて、有害物質等が放出され、住民の生命を脅かす可能性が懸念される。 ・緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される。
5	汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している資機材（排水ポンプ等）により、溢水解消。 ・町で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、松田地区建設業協会及び汲み取り業者に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未処理汚水が道路上へ流れ出ることにより健康被害の発生が懸念される。
6	緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される。
7	浸水対策（降雨が予想される場合に実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水溢水に対する緊急措置を実施する。 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命・財産等に大きな影響が懸念される。
8	支援要請、受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や他の地方公共団体等に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援要請、受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ。
9	一次調査	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化・健康被害が懸念される。
10	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能を確保するために実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念。

6. 2. 1 優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表

No	優先実施業務	対応の 目標時間		自前、他者への 依頼による実施 の可否	実施方法
		時間内	時間外		
1	下水道対策本部の立上げ	1時間	3時間	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課、下水道対策本部） 対応者：責任者（緊急参集者から任命） ただし、夜間休日は、初期参集者が立上げ準備を開始 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報
2	職員等の安否確認	3時間	24時間	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課、下水道対策本部） 対応者：総括班 対応方法：勤務時間中は電話。電話が不通ならば携帯メールで実施 夜間休日は、参集後に、携帯メールで実施
3	処理場との連絡調整	6時間	24時間	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課、下水道対策本部） 対応者：総括班 対応方法：電話で被害状況、参集状況等を確認。電話が不通ならば携帯メールで実施
4	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	3時間	24時間	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課、下水道対策本部） 対応者：総括班 対応方法：電話又は携帯メールで実施
5	緊急点検	2日	2日	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：河川軌道横断部、避難所下流管等 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、連絡班を通じて、民間企業に応援を依頼
6	支援要請	24時間 ～3日	24時間 ～3日	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課、下水道対策本部） 対応者：下水道班対策本部 対応方法：電話により県へ連絡
7	被害状況等の情報収集と情報発信	2日	2日	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（下水道対策本部） 対応者：総括班 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、町災害対策本部を通じて関連部局からの伝達情報、町民からの通報等による情報を情報班が整理。発信情報は下水道対策本部を経由し、極力書面で町災害対策本部へ連絡

No	優先実施業務	対応の 目標時間		自前、他者への 依頼による実施 の可否	実施方法
		時間内	時間外		
8	緊急調査	2日	2日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：重要な幹線等（優先度が高い路線） 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員、保有資機材で調査を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、総括班を通じて、民間企業に応援及び資機材調達を依頼。
9	汚水溢水の解消	4日	4日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：汚水溢水箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員及び保有資機材により現地に対応。要員及び資機材が不足する場合は、連絡班を通じて、民間企業に応援及び資機材調達を依頼。
10	一次調査	7日	7日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：区域全体（優先度が高い地区からの調査） 対応者：調査・復旧班 対応方法：支援部隊の職員とともに保有資機材・調達資機材で実施。
11	応急復旧	7日	7日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法：支援部隊の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する。
12	浸水被害の防除	—	—	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法：支援部隊の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する。

6.2.2 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表

No	優先実施業務	リソース	必要数量	現状で確保 できる数量	代替の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	作業員	1人	1人	—
2	職員等の安否確認	作業員	1人	1人	—
		連絡先リスト	2.4.3 職員リスト		—
3	流域下水道整備事務所（処理場）との連絡調整	作業員	1人	1人	—
4	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	作業員	1人	1人	—
5	緊急点検	作業員	2人	2人	—
		一般平面図	1部	1部	—
6	支援要請	作業員	1人	1人	—
7	被害状況等の情報収集と情報発信	作業員	1人	1人	—
8	緊急調査	作業員	2人	2人	—
		下水道台帳	1部	1部	—
9	汚水溢水の解消	作業員	4人/班体制 2班(8人)	4人/班体制 0班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	2台	0台	不足する場合は、協力業者に要請
		仮設ポンプ	2台	0台	不足する場合は、協力業者に要請
10	一次調査	作業員	4人/班体制 2班(8人)	4人/班体制 0班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		下水道台帳	—	—	
11	応急復旧	作業員	4人/班体制 2班(8人)	4人/班体制 0班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	2台	0台	不足する場合は、協力業者に要請
12	浸水被害の防除	作業員	—	—	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	—	—	不足する場合は、協力業者に要請